

障害保健福祉関係主管課長会議資料

平成21年3月12日（木）

その他資料

目 次

< 総 務 省 >

地上デジタル放送の完全移行に伴う対応について・・・・・・・・・・・・・1

< 神 戸 市 >

平成20年度障害者自立支援調査研究プロジェクトの報告について・・・・・・・・・・・・・5

(移動支援事業関係)

< 総務省 >

地上デジタル放送への完全移行に向けた受信機購入等の支援
及び高齢者・障害者への働きかけ、サポート

1. 地上デジタル放送への完全デジタル化に向けた総合対策

総務省は、すべての視聴者が地上テレビ放送を引き続きご視聴いただくため、必要な方策を総合的に検討し、平成20年7月、「地上デジタル放送推進総合対策」を取りまとめ、今後実施すべき施策を整理。

また、総合対策に基づき、平成21年度予算を要求。

<参考：地上デジタル放送推進総合対策>

- ① 国民に地上デジタル放送についてご理解いただくための取組
(悪質商法対策、相談体制の充実・強化 等)
- ② 受信側の取組(経済的に困窮している方への支援、高齢者・障害者等への働きかけ、サポート、共聴施設の整備促進 等)
- ③ 送信側の取組(デジタル中継局の整備、デジタル混信への対策 等)
- ④ アナログ放送終了等にあたっての取組(リハーサル 等)

2. 受信機購入等の支援

(1) 事業スキーム

所要の法改正の後、総務省が「受信機器購入等対策事業費補助事業(仮)」(平成21年度 電波遮へい対策事業等補助金)として公募を行い、支援実施法人(民間企業)を決定。

(2) 事業内容

「経済的な理由により、必要最小限の対応すらできずに、テレビが視聴できなくなり、災害時も含めた必要な情報をこれまで得ていたのに得られなくなる」世帯に対して、最低限の機能のものに限定して支援を行う。

具体的には、NHK放送受信料全額免除世帯(公的扶助受給世帯、市町村民税非課税の障害者の世帯、社会福祉事業施設入所者：最大260万世帯)を対象として、申込みに応じて、各世帯のアナログテレビ1台で地上デジタル放送を視聴するために必要な最低限度の機器等を無償で現物給付する。

- ① 「簡易なチューナー」を支援対象世帯に1台ずつ無償給付
- ② 戸建て住宅でアンテナ等の改修が不可欠な世帯は、室内アンテナの無償給付又はアンテナ等の無償改修
- ③ 共同受信施設を利用している場合は、当該共同受信施設の改修経費のうち、支援を受ける各世帯が負担する金額に相当する額を給付

(3) 平成21年度予算額

170.1億円

3. 高齢者・障害者への働きかけ、サポート

(1) 事業スキーム

総務省が本年2月に「デジタル受信相談・対策事業」（平成21年度 電波遮へい対策事業等補助金）として公募を行い、3月に実施主体を決定。

本年2月に全都道府県51か所に拡充設置された「総務省テレビ受信者支援センター（デジサポ）」において、受信相談等の他の事業と併せて実施。

(2) 事業内容

説明会や戸別訪問を実施することによって、高齢者・障害者等に対して、地上デジタル放送を視聴するための正確な情報を提供し、積極的にデジタル化の働きかけを行い、技術的サポートを行う。

① 説明会

地域に密着したきめ細かな説明会を実施。具体的には、一般市民を対象としたもの、高齢者を対象としたもの、障害者を対象としたものの三つ。

自治体経由で、町内会・自治会、老人クラブ、福祉施設を中心に高齢者・障害者が集まる場所において能動的に説明会のセットを働きかけ。

<参考：予算要求ベースの数字>

- ・町内会・自治会 : 約30万団体×1/2=15万回
- ・福祉施設・老人クラブ: 約17万施設・クラブ×1/2=8.5万回

② 戸別訪問

説明会に参加できない高齢者（65歳以上）・障害者を対象に、申込みに応じて戸別訪問による説明を行う。

地域の事情に通じており、独居高齢者世帯等を訪問する機会のある方に事前に情報提供を行い、戸別訪問を要する人に申込書を渡してもらえよう調整を行う。

(3) 平成21年度予算額

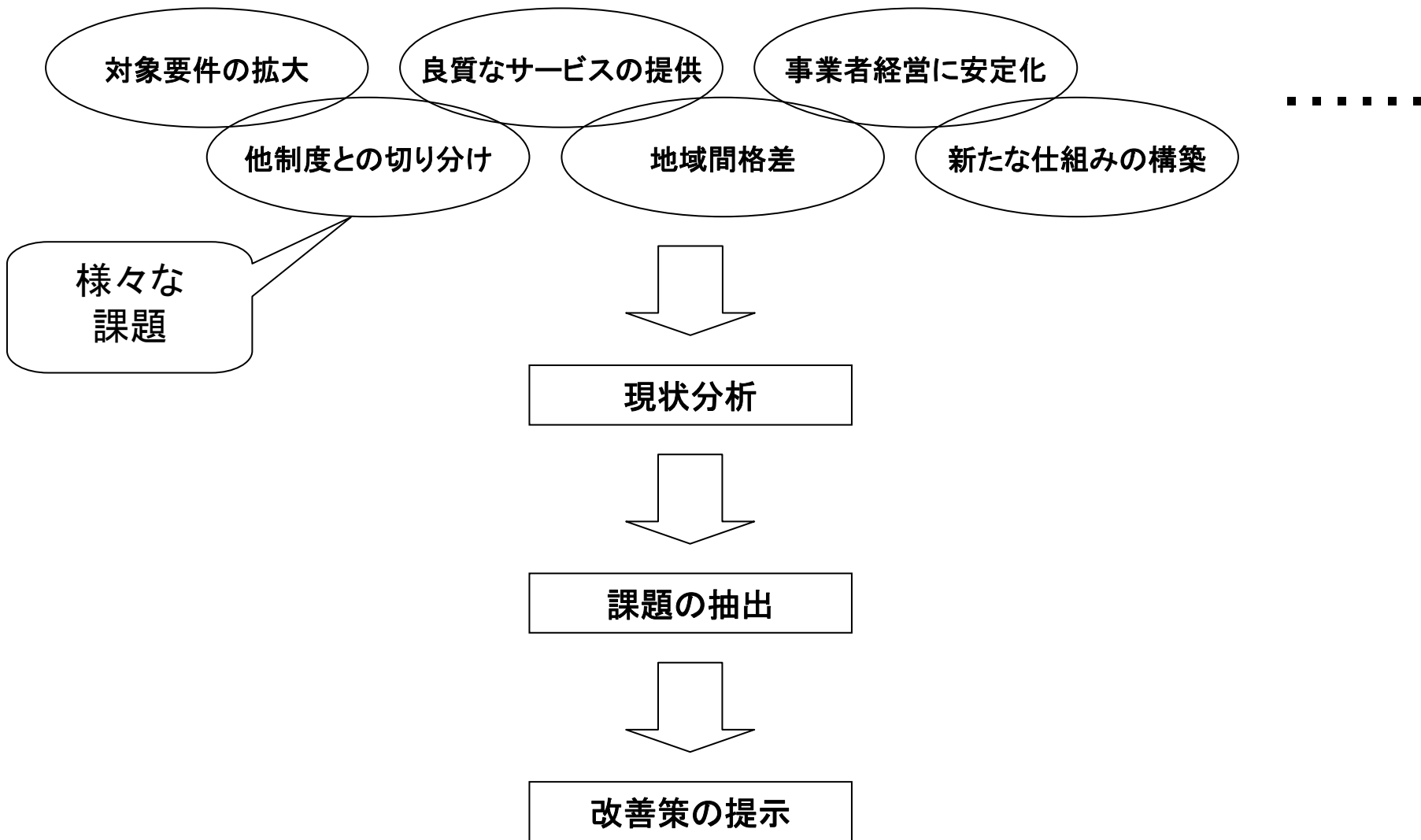
88.2億円

< 神 戸 市 >

平成20年度障害者自立支援調査研究プロジェクト
(移動支援事業関係)の報告

平成21年3月12日 障害保健福祉関係主管課長会議
神戸市保健福祉局自立支援課

I. 背景・目的

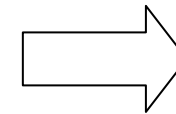


Ⅱ. 調査研究の方法

＜自治体から見た移動支援＞
8政令指定市のワーキングチームによる
現状分析・課題抽出・先行事例の収集

＜利用者から見た移動支援＞
全国7市(政令指定市・中核市)における、
利用者(約400名)へのインタビュー調査

＜事業者から見た移動支援＞
事業者・学識経験者・経営コンサルタント
のワーキングチームによる、
事業者アンケート・事業(経営)分析

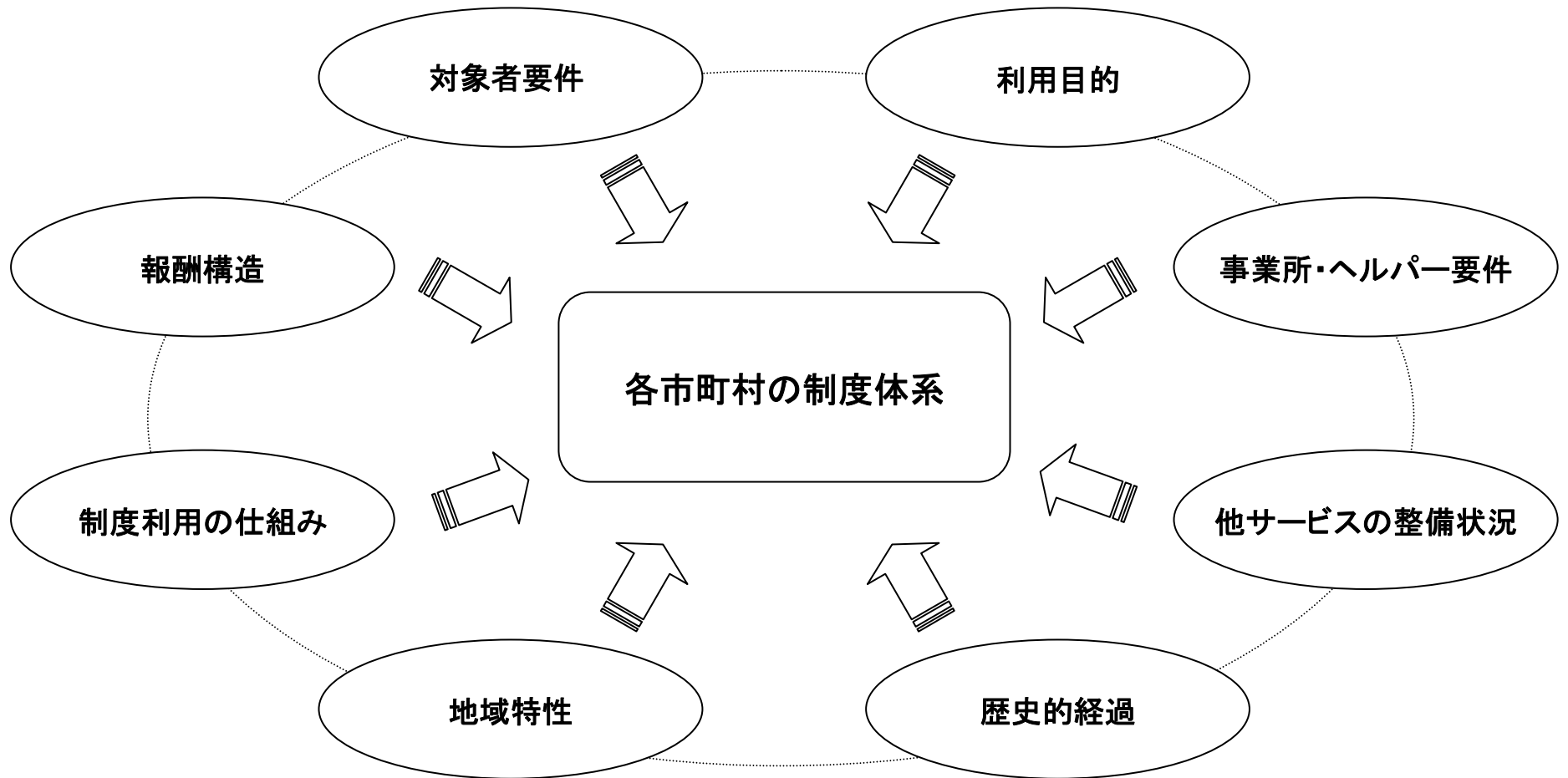


工夫やアイデアの提供

制度設計上の提言

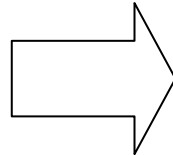
ビジネスモデルの提示

Ⅲ. 制度体系を構成する因子



IV. 事例(工夫・アイデア)

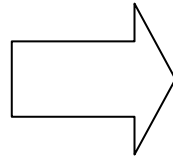
ヘルパー不足
不定期ニーズへの対応



《事例1》

社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業
(広島県広島市)

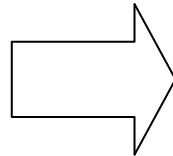
良質なサービスの提供
適正なサービス利用



《事例2》

移動支援ネットワーク・さかい
(大阪府堺市)

公共交通機関の未整備
(山間・離島等の取り組み)



《事例3》

思いやりバス等運行事業
(鹿児島県曾於市)

《事例1》

社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業（広島市）

1 事業の変遷

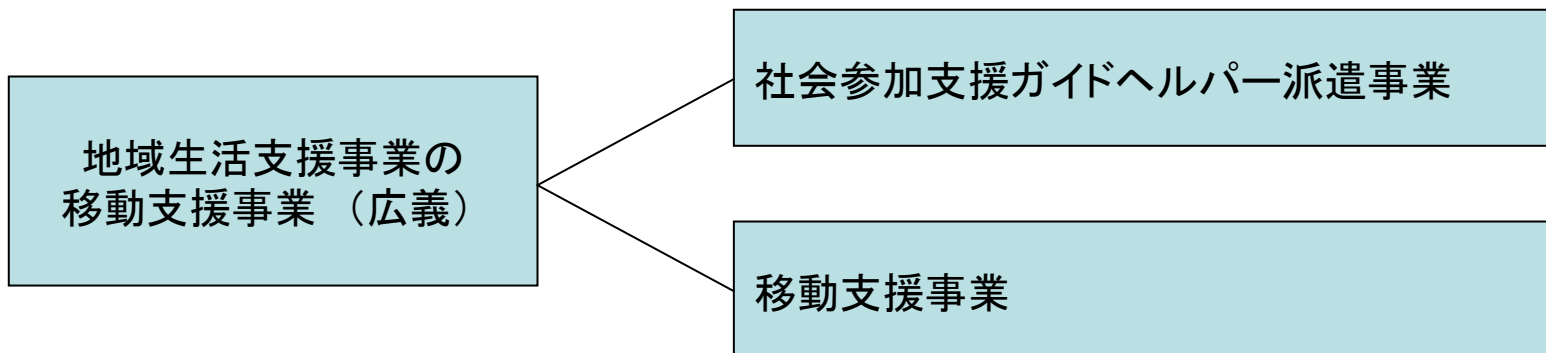
(1)平成15年4月

広島市において、従来から行っていた「車いす等ガイドヘルパー派遣事業」「盲人ガイドヘルパー派遣事業」及び「知的障害者社会参加ヘルパー派遣事業」を統合し、「社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」として支援費制度の「移動介護」とは別に市独自で実施（広島市社会福祉協議会へ事業を委託）。

(2)平成18年10月

障害者自立支援法の施行に伴い、「社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」は、地域生活支援事業の移動支援事業（広義）の一つとして位置付けるとともに、精神障害者（児）を利用対象者に加える。

支援費制度の「移動介護」についても、地域生活支援事業の移動支援事業（広義）の一つとして位置づけられ、「移動支援事業」とは通常こちらを指す。



2 事業の概要

単独では外出が困難な障害者(児)のうち、移動支援事業等によるサービスの全部又は一部の利用を行わない障害者が、社会参加等のために外出する際に、社会参加支援ガイドヘルパーを派遣し付き添い介助する。

派遣対象者	広島市に住所のある障害者
ガイドヘルパー	障害者の福祉について理解と熱意を有する18歳以上の者 ※ただし、3親等以内の親族は除く
手当等	謝礼金 : ガイドヘルパー1人1時間あたり700円 交通費 : 付添いに要した実費(ただし、2,000円限度)
利用時間	派遣対象者1人1か月当たり80時間から移動支援事業等によるサービスの支給決定時間を減じた時間数を限度
派遣対象	次のいずれかに該当し、他に適当な付き添いが得られない場合に派遣 ① 区役所等公的機関、医療機関等への社会生活上必要な外出 ② 社会参加促進の観点から、日常生活上必要な外出
対象外の外出	次の場合は派遣対象外 ① 通勤、営業活動等の経済活動に係る外出 ② 通学等の通年かつ長期にわたる外出 ※ ただし、通学、通所については、区保健福祉課の審査により通学通所利用決定を受けた場合に限り利用可能 ③ 社会通念上本制度を適用することが適当でない外出
業務範囲	ガイドヘルパー派遣の業務範囲 ① 区域 原則として市域内 ② 時間 午前9時から午後5時まで ①②ともヘルパーの了解がある場合は範囲を超えることができるが、原則として1日を超える派遣はできない。

3 事業の実施方法

登録

利用者及びガイドヘルパーはあらかじめ区社会福祉協議会へ登録



利用申込

原則として、派遣希望日の3日前までに行う(電話でも可)



派遣決定

利用申込の内容、移動支援事業等の支給決定時間等の確認の上、区保健福祉課が派遣の可否を決定し、社協から利用者等へ連絡



留意事項等

外出介助の業務を行うに当たっての留意事項等

- ①ガイドヘルパーとしての自覚と責任をもって行う
- ②利用者の身上に関する秘密を漏らさない
- ③布教活動、選挙・政治活動に関わることは禁止
- ④利用者の身上に関わる説明を要する手続きの代行、契約に関する法律行為等の禁止



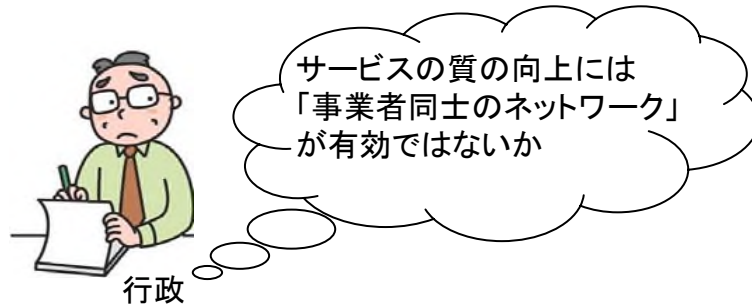
実施報告

活動終了後、実施報告書に必要事項を記入し、利用者の確認印をもらったうえ、翌月の5日(3月分は3月31日)までに、区社協へ提出する。
 実際の派遣内容が決定と異なった場合は、活動終了後速やかに区社協へ連絡が必要。(移動支援事業等の時間数との関係等)

《事例2》

移動支援ネットワーク・さかい（堺市）

1 立ち上げまでの経緯



- 市と事業者との協働による「移動支援事業Q&A」の作成
- 事業者のネットワーク化提案

応えきれないニーズについて意見交換することは、事業所を守るためにも必要

ヘルパーのレベルアップや運営上の危機管理以外にも、スキルアップ研修や事業者モラル、制度外契約時の単価についても話し合いたい

市に意見を出せる場が出来た



平成18年度・19年度

【準備会】

- Q&Aをもとに事業者向けの研修会開催
- 自主的な研修会開催（年3回）
- 連絡会及び事務局会議開催（月1回）



平成20年4月

【移動支援ネットワーク・さかい】発足

※ 活動経費はネットワーク内での年会費、研修参加費により維持

2 活動内容

- (1) ネットワークによる自主的なモデル実施結果をもとに、「グループ支援」について市への提案
- (2) 市が設定する報酬単価では採算が取れないとして、経営実態に関して資料作成し、報酬単価見直しに対する市への提案
- (3) ネットワークへの移動支援事業者以外からの参加
- (4) 「移動支援ネットワーク・さかい」のホームページ(作成中)
- (5) 自立支援協議会への出席や、災害時における市の危機管理業務への協力等

3 効果

- (1) 課題やアイデア、工夫、情報等の共有により、それまで個々の事業者が悩んでいた課題(困難事例の対応・リスクマネジメント、等)に対し、解決策やノウハウを事業者間で分かち合うことが出来る。
- (2) ネットワークで「事業者のモラルやあり方」を話し合う中で、事業者全体の質が向上し、「他事業者」を意識する形での質の底上げ効果が期待出来る。
- (3) 市へ施策提言等を行う場合も、「ネットワークとしての意見」とすることで説得力が増し、効果的である。

4 今後の取り組み

- (1) スキルアップ研修(視覚・全身性・知的・精神・児童の5種別に対し各年1回)の実施
- (2) キャンセル料金や交通費・苦情処理等について、各事業者が困ったときの解決策や情報を共有することを目的とした「移動支援何でもQ&A」の作成

《事例3》

思いやりバス等運行事業（曾於市）

1 事業の概要

思いやりバス又は思いやりタクシーを運行する事業者に対し、当該運行に要する経費の一部を補助することにより、市内におけるバス廃止路線及び市長がこれと同等と認めた地区における市民の交通手段を確保する。

思いやりバス	乗車定員 : 11人以上 乗車料金 : 130～400円(市内を運行している路線バス乗車料金を参考とする) 運行事業所が回数券(1枚200円の11枚綴り及び1枚100円の22枚綴り)を2,000円で販売する。 運行区間 : 1系統 運行回数 : 3.5回(日祝運休)
思いやりタクシー	乗車定員 : 10人以下 乗車料金 : 全区間乗車1回につき200円(小学生以下の小児は100円) ただし、6歳未満の小児が大人に同伴して乗降する場合に限り無料 運行事業所が回数券(1枚200円の11枚綴り及び1枚100円の22枚綴り)を2,000円で販売する。 運行区間 : 27系統(巡回コース2系統含む) 運行回数 : 往復1～3回(系統により運休日は異なる) 乗降場所 : 運行区間内であれば、常に乗降可能



2 事業の運行区間

【思いやりバス】…市内を縦断する運行区間により、6箇所の拠点をカバーしている。

【思いやりタクシー】…市内3地区(財部地区・末吉地区・大隅地区)で、それぞれ区内を横断する運行区間を設け、細かなニーズに対応する。

3 課題と今後の取り組み

平成17年7月1日に旧曾於郡末吉町・財部町・大隅町が合併し、現曾於市が発足。

合併前は、大隅地域に当該事業に類する制度が存在せず、現在でも他の2町に比べ利用率が低いことが課題である。

このため、今後は大隅地域における利用率の増加促進が求められている。

